

第1回目修正（令和7年8月19日）

（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業 基本協定書（案）

（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、竹原市（以下「甲」という。）は、代表企業である「 」並びに構成企業である「 」、「 」及び民間収益事業者で構成されるグループ（以下「企業グループ」といい、これらを構成する個別企業を総称して「構成員」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約及び第10条第1項に定める一時貸借契約（以下総称して「事業契約」という。）の締結に向けた、甲及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

- （1）甲と企業グループ（民間収益事業者を除く。）の間に締結される（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業基本契約書（以下「基本契約」という。）
- （2）甲と本事業のうちの設計業務「 」の間に締結される（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業設計業務等委託仮契約書
- （3）甲と本事業のうちの建設業務「 」の間に締結される（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業建設工事請負仮契約書
- （4）甲と本事業のうちの工事監理業務「 」の間に締結される（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業工事監理業務委託仮契約書
- （5）甲と本事業のうちの統括・維持管理・運営業務「 」の間に締結される（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業指定管理者基本協定書
- （6）甲と本事業のうちの民間収益事業者との間に締結される（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業事業用定期借地権設定契約書

- 2 民間収益事業者にあつては、企業グループの構成員となることにより本協定の効力が及ぶものとする。
- 3 本協定において定義されていない用語については、募集要項（本事業に関し令和7年7月1日に公表された公募資料一式（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。以下同じ。）に定めるところによる。

（市及び企業グループの義務）

第2条 甲及び企業グループは、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 企業グループは、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続にかかる審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

- 3 企業グループのうち、代表企業は企業グループを統括し、本事業が適切かつ確実に遂行されるよう必要な措置を講じるとともに、事業契約で定める構成員の債務を連帯して負担する。なお、構成員は、事業契約で定める各自の債務について確実に履行する。
- 4 本協定締結時に民間収益事業者が決定していない場合にあっては、代表企業及びその他の構成員の責任において、要求水準書等に基づき当該事業者を確保するものとする。

(事業契約の締結)

- 第3条 甲及び企業グループは、募集要項に添付の事業契約書（案）の形式及び内容にて、事業契約を締結するべく最大限努力する。なお、事業契約のうち、指定管理者基本協定にあっては本事業で建設される公共施設の設置条例が制定された後に、事業用定期借地権設定契約にあっては民間収益事業の開始日の決定後に締結するものとする。
- 2 甲は、募集要項に添付の事業契約書（案）の文言に関し、企業グループより説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、構成員のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、甲は事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 構成員が、独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 構成員（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同

- じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 構成員のいずれかが、本項第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が当該構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。
- 5 事業契約の締結までに、構成員のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、事業契約を締結しないことができる。

（違約金等）

- 第4条 構成員のいずれかが前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する構成員は連帯して、甲が事業契約の締結をするか否かを問わず、違約金として、企業グループが提案書類（企業グループが公募手続において甲に提出した応募提案、甲からの質問に対する回答書その他応募者が基本契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に記載した募集要項別添「業務対価の支払い方法および改定方法」に定める業務対価Aの事業期間の合計額にこれらに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超えるときには、前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当する構成員は連帯して、その差額分の損害を甲の請求に基づき賠償するものとする。

（準備行為）

- 第5条 事業契約締結前であっても、企業グループは、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

（事業契約の不成立）

第6条 甲の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定による契約の締結が、竹原市議会において否決されたことにより、事業契約の締結に至らなかった場合、既に甲及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項にかかわらず、事業契約のいずれかが締結に至らなかったことがこの協定の当事者のいずれかの責めに帰すべき事由による場合、当該事由の存する当事者が、他方当事者の損害を賠償する。なお、企業グループが損害賠償義務を負う場合、構成員は、連帯してこれを負担する。

（本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第7条 甲及び企業グループは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持義務）

第8条 甲及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、甲又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 甲及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲又は企業グループとの間で守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー業務受託者及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合

- (5) 甲が、本事業にかかる各業務を企業グループ以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(6) 企業グループの親会社及び子会社に開示する場合

(本協定の変更)

第9条 本協定の規定は、甲及び企業グループの書面による合意がなければ変更できない。

(民間施設用地に係る一時貸借契約の締結)

第10条 甲と民間収益事業者は、民間収益施設の工事が着工する前日までに、民間収益事業の実施に当たり使用する民間施設用地につき、民間収益施設の整備を目的として募集要項、要求水準書及び企業グループが本事業の公募手続きにおいて甲に提出した提案書の範囲で協議のうえ一時貸借契約を締結し、甲は民間収益事業者に対して、当該用地を現状にて貸し付けるものとする。

- 2 前項の貸借期間は、民間収益施設の工事着工する日から本事業用定期借地権設定契約開始日の前日までの期間とする。
- 3 民間収益事業者は第1項で定める一時貸借契約の有効期間中、民間施設用地を善良な管理者の注意をもって管理する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、全ての事業契約が締結されて本契約となったとき（民間収益事業にあつては前条の契約が締結されたとき）又は事業契約が締結されないことが明らかになったとき若しくは締結された一部の事業契約若しくは仮契約が解除されたときまでとする。ただし、本協定の終了後も第4条、第6条、第8条及び第14条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第12条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第13条 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲及び企業グループが誠実に協議の上これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書■通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和■年■月■日

甲 竹原市
代表者 竹原市長 今 榮 敏 彦

乙 (代表企業)
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]

(構成員)
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]

(構成員)
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]

(構成員)
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]